

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 南 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月29日（金）午前10時30分から 午後 0時10分まで
開催場所		大阪府南警察署 6階 柔道場
出席者	委員	松田会長、古山副会長、馬場委員、清田委員、鳥居委員 森川委員、菊地委員、久保田委員、武川委員
	警察	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、ミナミ特別警察隊長 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 いつもミナミ地区の安全のために御尽力されている南警察の皆様方に感謝申し上げます。 最近は、心斎橋筋をはじめミナミ地区で外国人が非常に増え、日本人を探すのに苦労するくらいの状況に慣れてきたという感じです。そのような状況ですが、ミナミ地区の住民の方々の安全のため、本日も実りある協議会の開催をよろしくお願いします。 2 署長挨拶 本日はお忙しい中、今年度2回目の警察署協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。歳末が近づいてきて気温も一気に冷え込み、やっと暦どおりの冬を実感できる寒さになってきたところです。 警察は、毎年12月は歳末警戒ということで、しっかり警戒しなければいけない時期に入ります。南警察署管内の犯罪発生件数は、昨年と比較して大きく変わらない状況ですが、依然、大阪府下で一番多く、非常に厳しい状況です。併せて、歳末になるとミナミの街は、人や物、お金が集まってくる所で、犯罪の発生が懸念されるところです。そのような中、歳末警戒をして、地域の皆様が安心して良い新年を迎えることができるよう準備を一生懸命しているところです。本当に皆様の御協力があつてのことだと思いますので、引き続きよろしくお願いします。 本日は、各課長から管内の治安情勢と事前に皆様からいただいた御意見等に対する回答をさせていただきたいと思います。この他にも御意見等がありましたら、どうぞ忌憚のない御意見等をお聞かせいただいて、今後の我々の活動に活かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いし

議 事 概 要

ます。

3 業務概要説明

(1) 生活安全課

戒橋下（通称グリ下）と歓楽街の情勢、各種防犯施策の実施状況について

(2) 地域課

主な取組と活動状況について

(3) 刑事課

令和6年下半期における主な発生・検挙事件について

(4) 交通課

交通事故発生状況と取組状況について

(5) 警備課

令和6年ハロウィン警備結果について

(6) ミナミ特別警察隊

活動結果について

(7) 総務課

犯罪被害者週間について

4 議事

(1) 強盗事件等の対応策について

【委員】

心斎橋筋商店街で2件の強盗事件が発生し、内1件は従業員が亡くなっている。巡回の強化並びに店舗や商店街に対して改めて非常時の対応マニュアル等のアドバイス、連携をお願いしたい。

【警察】

商店街内の店舗からの依頼を受け、警察官を強盗の犯人役として強盗訓練を実施しました。併せて、強盗等の被疑者と対峙しなければならない場合もあるかも知れませんので、術科指導者による簡単な護身術も指導しました。

強盗事案に対する防犯対策のポイントとして4点あり、1点目は、出勤者が休憩等で単独になる場合は事務室に入って施錠し警戒する、来客に対しては2人以上で対応する等、深夜の複数人勤務による安全確保、2点目は、来客に対しては必ず顔を見て声掛けを行う、店舗内外の警戒を行い不審者等の発見に努める等、来客に対する声掛けの励行、3点目は、防犯カメラや防犯ミラーにより店内の死角をなくす、警備員を配置したり警備業者への通報装置や連動する赤色灯の設置等に努める等、防犯設備の強化、4点目は、身を守ることを第一に考えて、犯人には立ち向かわずに迅速に警察に通報する、普段から従業員の避難場所を確保しておく等、人命尊重と警察への迅速な通報です。

また、依頼していただければ強盗訓練を行います。その際、110番通報をする時に必要な項目を確認したり、実際に自分がどのような動きを

しなければいけないのかということも確認できます。

(2) 闇バイトによる事件について

【委員】

関東方面で闇バイトによる凶悪事件が多発しているが、関西ではどのような状況なのか。

また、被害に遭わないようにするためには、地域からどのような情報発信をすればいいか。

【警察】

闇バイトというのは、犯罪を犯すグループが切り捨て要員の犯罪実行役をインターネットのSNSやコミュニティサイト等を利用して手広く募集し、犯罪に加担させるという手口で、最近になって現れたものではなく、オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺事件で、現金を受け取ったりATMから現金を引き出したりする実行役、いわゆる受け子や出し子を闇バイトとして勧誘し、犯行に加担させる事例は、これまでも非常に多くあります。

ここ最近、南警察署管内で闇バイト応募者による一般住宅に対する強盗事件の発生は認知していません。関西圏や大阪府下における最近の発生状況は網羅的に把握していませんが、過去には、大阪府下においても闇バイト応募者による強盗事件や住居侵入事件等が発生したこともあります。

自宅の戸締まりを徹底したり、来客の際の対応はインターフォン越しに行ったり、さらに可能であれば、窓ガラスやドアを補強したり、防犯カメラやセンサーライトを設置する等、ハード面の対策もしていただくとより良いかと思います。

また、自宅周辺に不審者や不審車両がいらないか、呼んでもいない業者が訪問して来て、下見をするかのように自宅に上がり込もうとしていないか等にも注意を払っていただき、もし、深夜帯等の異様な来訪や破壊音がした場合は緊急事態ですので、携帯電話を持って鍵の掛かる部屋やトイレ等に逃げ込んで110番通報をしてください。

この種の事件は、事前に家庭の情報を得たうえでピンポイントに敢行される可能性があることから、自身の資産状況や個人情報を安易に口外しない、インターネットで安易に登録しないよう十分御注意ください。

(3) 自転車の取締りについて

【委員】

心斎橋筋は、日中は自転車が走る間もないくらいの混雑であるが、店舗が開く10時までは、猛スピードで走り抜ける自転車が多いように感じる。

【警察】

ミナミの街の自転車利用者は、地元住民だけではなく他の地区からの訪問者も多く、幾ら取締りをして、次々にやって来るといった状況です。

しかし、諦めることなく、地道に、継続的に取り締まりや指導警告に取り組んでいるところです。

特に心斎橋筋商店街では、早朝8時から10時の間、定期的に取り締りを実施しており、昨年の夏以降、600件を超える取締りや指導警告を実施しています。ただ、その効果が実感として皆様に伝わっていないということに、この問題の根深さがあると感じております。

また、自転車の違反に対しては交通切符、いわゆる赤切符を交付していますが、本年5月に成立した改正道路交通法では、自転車に対しても交通反則通告制度、いわゆる青切符の制度を適用するということが決まっています。青切符が適用されれば、自動車同様、反則金を納付すれば刑事責任を問われないという制度になります。この制度が開始されるまでには、しっかりと自転車利用者をはじめ、皆様に交通ルールを周知、遵守してもらう環境づくりが今まで以上に大事になってきますので、引き続き、指導啓発活動に取り組んで参ります。

【委員】

御堂筋や堺筋、松屋町筋の一方通行道路の車道は、自転車は逆走できないという周知ができていないように思う。

【警察】

自転車も一方通行の規制から除かれていないということを色々な機会を使って啓発して参ります。

(4) 道路通行許可証について

【委員】

心斎橋筋を走行する車両の多くが道路通行許可証を掲示していないように感じる。

【警察】

本年1月に大阪府道路交通規則が改正され、従来交付していた通行許可車標章が廃止され、併せて、標章の掲出義務も廃止されました。そのため、許可証を掲出していない車両の通行が多くなったと感じているのではないかと思います。許可証の掲出義務はありませんが、当該道路を通行する際の携帯義務はあり、警察官から提示を求められれば提示をする義務もあります。規則の改正前後で当署での許可件数に大きな変化は見られていません。

(5) 外国人旅行者に対する交通ルールの周知について

【委員】

心斎橋筋を通り抜ける自転車には、外国人が多いと思うが、自転車の通行禁止を知らないのではないか。

外国人観光客が増える中、レンタカー等を借りる外国人もいると思うが、交通マナーを守っているのか気になる。

【警察】

地道な啓発活動や街頭活動時に、外国人に対しても信号無視等の危険

な行為等を認めれば、看過することなく注意喚起をしています。訪日外国人ということで、次々に新たな方がやって来るという状況です。

なお、南海電鉄の御協力で外国人旅行者の利用が多く見込まれる南海電車難波駅1階の観光案内所に設置のモニターで本年8月から外国語による交通安全情報を流していただいております。また、なんばウォークの御協力で日本語と英語で交通安全を呼びかける広報音声流していただけになりました。

引き続き、外国人に対する指導警告や広報啓発活動にも取り組んで参ります。

(6) 電動モビリティの取締り強化について

【委員】

電動キックボード等のスピードが出る乗り物の取締りの強化をお願いしたい。駐車車両、道路を占拠して放置している移動できないゴミ箱、自転車を駐輪されないように防護している柵等を越えて走行するので車道に飛び出してきて危険である。

先日、戎橋筋商店街の警備員が街内を巡回中に電動キックボードに衝突されたという事案が発生した。ミナミ地区では街中をかなりのスピードで走行する電動キックボード等が目立つので、取締りを強化して欲しい。

【警察】

昨年7月の改正道路交通法の施行以来、特定小型原動機付自転車をはじめ、電動モビリティに対する取締りを強化して参りました。警告件数を含まない取締り件数は、昨年7月から12月までの半年間と比べて今年は大幅に増加し、本年10月末時点で約1,000件の取締りを実施しています。ただ、特定原付の他、ペダル付き電動バイクなどの電動モビリティの危険な走行は後を絶たず、自転車同様、取締りの効果がなかなか実感として皆様に伝わらないという状況です。

違法なペダル付き電動バイクは、自転車ではなく原動機付自転車であり、運転免許が必要であることをしっかりと周知するための集中的な取組を12月に計画しています。また、府警本部でも特定原付のシェアリング事業者に対して、ルール周知の取組強化の申入れを行っているとおります。

特定原付をはじめとする電動モビリティに対しては、取り締まりを強化しておりますが、今後、益々普及が進むものと考えて、引き続き、厳しい姿勢で取り組んで参ります。

(7) 道路上の違法設置物の撤去の対応について

【委員】

道路上の移動できない物の撤去はどこに依頼すれば対応してもらえるのか。

【警察】

道路上の違法設置物の撤去等の対応については、道路管理者の所管となり、例えば大阪市道であれば大阪市建設局が窓口となります。もし、窓口が不明な場合は、警察に御相談ください。

(8) 外国人旅行者に対する運転免許証の交付について**【委員】**

民間のホテルで、中国人旅行者に対して運転免許証を交付できると聞いたが、そのような制度があるのか。最近、中国人ドライバーが多く目立っているのとの関係があるのか。

【警察】

外国人旅行者が宿泊先の滞在証明があれば、審査や確認なしで簡単に日本の運転免許が取得できるというものではありません。外国の有効な運転免許を受けている人は、運転免許試験の一部を免除して日本の運転免許に切替えをすることができる制度がありますが、あくまでも警察において運転能力に問題がないことを確認した上で日本の運転免許に切替えをする制度ですので、基本的には書類審査や適性試験を経た上で、しっかりと知識や技能の確認が行われます。ただ、外国のものとはいえ、既に運転免許を保有している人は、運転に関する一定の知識や技能は持っているため、ゼロベースで運転免許試験を課すことはせず、必要な知識や技能の確認を行っています。スイスやオーストラリア等の日本と同等の水準の免許制度を保有する国は、特例国として知識確認や技能確認が免除されていますが、例えば中国やベトナム等の特例国ではない国については、知識確認と技能確認を実施しています。外国籍で日本の運転免許を持っている人の大阪府下での交通事故の件数が急激に増加しているという状況にはありません。

(9) 通行禁止規制開始後に通行する車両について**【委員】**

商店街内は時間帯によって車両通行禁止となっているが、規制開始時刻を過ぎても、特定の店舗に対する荷物搬入目的で常習的に通行する車両があるので、何かいい対策はないか。

【警察】

具体的な情報をいただけたら、調査して対応を検討させていただきます。

5 おわりに

皆様からいただいた御意見をこれからの活動に活かしていきたいと思えます。制服の力が非常に効果があるということは十分承知しています。時間を決めて一定の場所で立番するということはなかなかできませんが、交通課員が交差点に立ったり、地域課員が通学路に立って警戒するという活動も行っているところです。署員には、現場に行く間に警察官の制服姿を見せることで、一定の事故や犯罪を防ぐ効果があることを意識しながら仕

議 事 概 要	事をしていきたいと思います。なかなか色々な部分で目に見えた改善ができていないというところは、治安を預かる者として責任を感じているところです。何とか諦めずに一つ一つ改善していきたいという思いで署員もやっておりますので、引き続き、色々な御意見を聞かせていただくとともに、御指導、御支援をよろしくお願いします。皆様、本日はありがとうございました。
---------	---